

委員長　それではですね、審査に入りたいと思います。まずですね、歳入をお願いをしたいと思います。歳入はですね、20ページから51ページまでを一括で行いますので、質疑のある方は挙手をもってお願いをいたします。

寺嶋委員　歳入のほう、ページ21、町税の収納未済額が6,855万円と多く残ってますけども、その要因をお伺いいたします。それからですね、収納対策の強化ということではどのようにされているのか。2点お伺いいたします。

委員長　まず挙手をお願いします。お願いします。

資産税係長　寺嶋委員の御質問に御回答申し上げます。まず、1つ目の収入未済額が大きいということで、こちらの内訳については、町民税がおよそ2,000万円、固定資産税が4,700万円というところが比較的大きなところですよ。まず、町民税分につきましては、前年の収入を基に課税が次年度に課税されますので、その課税された年度になって収入がなくなるというか、そういった事例も多くございます。通常ですと、収入があれば自主納付いただき、自主納付が見込めない場合は催告、納付してくださいねというようなお知らせの後、納付がなければ差押え等の処分を積極的に実施しているところではありますけれども、そういった財産が見当たらないものは、そういった収入未済というふうになっていきます。

固定資産税につきましては、住民税とちょっと異なる点につきましては、収入がない場合であっても財産はあります。そういった場合、所持されている財産が高額であると、なかなかその現金収入がないと納付ができないというようなところがございまして、固定資産税のほうが比較的徴収をしづらいというようなものになっています。ただ、こちらのほうについても、職員が一体となりまして、積極的に調査、処分等は実施しておりまして、近年その、少しずつではありますけども、圧縮されていっているような状況でございまして、まず1問目の要因としましては、そういったことの回答になります。

2つ目の収納対策につきましても、ただいま申し上げましたような、まずは納付がない方に対して、法律にのっとってまずは督促状というところが発送されます。督促状が発送されても納付がない場合に、2番目としましては

催告。法律上の義務ではありませんけれども、納めてくださいねということ
を皆さんにお知らせします。それと同時に財産等を調査し、自主納付がなけ
れば処分をしていくというようなところになっております。流れとしてはそ
ういったところでは。

寺 嶋 委 員 それでは、再質問を行います。町税の収入未済額ということでね、確かに
おおよそ分かりましたけれど、ただね、令和元年度とといいますか、前年度と
比べてほとんど減ってないといいますか、7,000万円弱のね、そういうのが
ずっと、前年度だけじゃないんですけれども、ここ数年ずっとそういうような
傾向が見られますけれども、なかなかその当年度もずっと滞納がね、発生しち
ゃえば、なかなか減らないということもありますけれども、そういうのはです
ね、あまり、滞納額が減ってないということはどういうことが考えられるの
か、その辺をお伺いします。

あとはですね、収納対策の強化ということで、督促状等を発送するという
ことなんです。それで、督促状は、年間にすると相当な数がね、発送され
ると思うんですけど、大体どのぐらい発送されているのか。そういうところ
でね、どの程度効果があったのかということをお伺いします。

あとはですね、その不納欠損額がありますけれども、35件の中で5年収納が
できない人が26人いるということなんですけれども、5年以上たつとね、その財産
差押えとか調査がない限りは、即時消滅というのがやっぱり出てきちゃうと
思うんですよね。そういうのがなるべく出ないようにですね、収納対策を頑
張ってほしいということですが、その辺についていかがでしょうか。

町 民 税 係 長 まず、寺嶋委員のほうから御質問のありました収入未済額の件につしまし
て、ちょっと先ほどの説明に追加で補足をさせていただきたいんですけれど
も、まず、収入未済額のうち法人に係る部分ですが、現年度課税分として
735万8,500円ということで計上をされておりますが、実はこれの内訳といた
しましては、令和2年度に蔓延しました新型コロナウイルスによる徴収猶予
の特例によるものです。ですので、この金額につしましては、ここでは数字
上700万ぐらいが滞納繰越という形になってはいるんですけれども、令和3

年度におきましては、もう既に猶予期間が過ぎた中で、対象者のほうからは納税をいただいている分になりますので、ここについては納付時期の関係です、ちょっとずれ込んでしまった関係で、令和2年度から令和3年度に繰り越すという結果にはなっておりますが、実際には入っている金額ということで減額分、実際には減というふうに捉えていただければと思います。

あとですね、2つ目にありました督促等についてのお話なんですけれども、まず、少し先に説明をさせていただくと、督促状というものと、我々が催告書と言われるものがございまして、督促状は法律に定められたものでして、それにつきましては、令和2年度において町県民税、固定資産税、軽自動車税等を合わせまして年間約2,000件ぐらいが発布されている状況です。これにつきましては、前年度と比較したときに約250件ぐらいのマイナスがございまして、現年課税分について、納付については、最初の当初については、上がってきているのではないかということは見込んでおります。

また、督促を出しても納付がないといった場合につきましては、適宜ですね、催告書等を発布して処分のほう、納付があればよいんですけど、なければ財産調査等を行い滞納処分をするというような形になっております。

また、最後にありました不納欠損についてのお話なんですけれども、不納欠損にするためには幾つかの…その前に執行停止というのがございまして、執行停止においては、例えば本人が財産をまるっきりお持ちではない、また本人がどこにいるか分からないといったような理由をもって、具体的に言うと例えば生活保護であったりとかそういった受給をされている、あとは居所不明で郵便物が返ってきてしまう、そういった事由で執行停止をかけた後に3年が経過いたしますと不納欠損という形になります。

即時消滅というお話もあったんですけれども、即時消滅というのは、いわゆる執行停止等をする中で3年とかが経過しても納付が見込めない、全く見込めないという場合になりますので、例えば一時的に生活保護を受けている方が生活保護の状況が外れますと、それは納付ができる状態なので執行停止から外れます。そういったこともございまして、即時消滅というのはなか

なかない。具体的な例で言いますと、法人とかがですね、解散をしているとか、もう明らかにその法人がなくなったものは戻ることがないだろうと見込める場合には即時消滅等を行っております。以上です。

委員長 説明員の方、もう少し端的にですね、お願いします。

寺嶋委員 詳細については分かりました。それでは最後に、現在ですね、出納閉鎖以降、収納、滞納、収入未済額で、現にどのぐらい収納されているのかをお伺いいたしまして、この件の質問は終わります。

資産税係長 令和3年度になってから収入のあった滞納繰越分ということでよろしいですね。8月末現在で985万1,388円、約1,000万近くが収入されています。以上です。

寺嶋委員 終わります。

委員長 ほかの方についてはいかがですか。

齋藤委員 1点だけ、ちょっと寄の…。

委員長 ページを言ってください。

齋藤委員 載ってないからちょっと確認したくて。

委員長 載ってない、いいですよ。

齋藤委員 寄の焼却場跡地をある方に貸していたということがありましたよね。それで、そのものは、収入はゼロでしたんでしたっけ。ここにはどこかに載ってるんでしたっけ。その辺のことはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

委員長 使用料関係ということで。

総務課長 今、齋藤委員から御質問がございました焼却場跡地の使用については、使用料のほうは頂いておりません。

委員長 貸しているんですか。

総務課長 貸しております。

委員長 その契約があると。その辺をちょっと。

総務課長 契約はございます。

委員長 ありますということだけではなく、今ね、10番議員は、それがどうなって

ますか、これに載ってないのでどうなってますかというのは、ないからありませんというのは当然分かるわけなので、その顛末をですね、なぜそういう状態になっているのかということをお願いをしたいと思います。貸してる事実はあるということであると、例えばそこのじゃあ契約関係はどうなっているのか、なぜそれが決算の数字として出ていないのか。

総務課長 すみません。実際的に、今、焼却場の跡地につきましては貸している経緯はございます。契約のほうもしているということでございます。ただ、公共的な用地、公共的な観点の目的で貸しているような形なので、今現在は、ちょっと使用料のほうは頂いているような状況ではございません。

齋藤委員 貸しているのは法人ですか。会社になっているんですかね。

総務課長 法人でございます。

齋藤委員 無料で貸している理由が公的なその役割だという、その部分はどういう規定があるものなんですかね。

総務課長 町の規則上にそういうふうに貸付というところがございまして、その中で対応させていただいております。

齋藤委員 その規定の、そのどういう部分がこうだから、ここに合ってるから無料で貸してますよという部分。（「根拠」の声あり）

総務課長 規定の中にですね、災害時とかそういうものに寄与する、災害等に寄与するために活用するということがあったので、一応無料というか、使用料は頂いていないような形になっております。

齋藤委員 災害に寄与するって、いろんな防災関係の会社幾つかあると思うけど、その人たちが来たら、じゃあ、無料で全て貸すということの考え方でいいということですか。

総務課長 全てがそうだということではなくて、それが目的の合った形という形で規定に適用されたという形でそのような状況に至っているという形で理解しております。

齋藤委員 法人なんでね、そこのところを無料で借りれば会社としてはうれしいと思いますけど、もっと町民に分かるような、平等性があることをきちんと伝え

ないと、何であそこだけ無料なんだよってなってきちゃうと思うんで、その辺をもう少し明確にできるような形を表現するべきじゃないかなと思うんですけど。今後はどうされるのかということをお願ひします。

総務課長 今、議員がおっしゃられたようなことも踏まえましてですね、ちょっと、今後の利活用等につきまして、再度契約等を見直して善処したいと考えております。以上でございます。（「関連で」の声あり）

大館委員 今、災害に寄与するためという話がありましたけども、ただ、入り口のどこへゲートだけ作って、何もね、すぐ出動する態勢とかそういうの一切ないわけですから、もう少し明確なね、本当に災害に寄与するんだったらば、例えば事務所的なものがあって、すぐ出動できるとかいう話になるわけじゃないですか。あまりにも何か、何もなくて災害に寄与するというのは絶対あり得ない。例えば重機を置いてあるとか、災害が起きたときすぐ支援できるというふうな話なら聞けますけどね。ゲートを作っただけで、そのまんまですよ。地元だから、しょっちゅう通ってますから分かりますけども。この件について私も何回も質問してますよね。それで何も変化ない。ちょっとおかしいと思います。その辺をきちっとこれから整理して、本当に一回ちょっとね、ドローンの会社とか何か聞いたような気がするな。ドローンの機器にするんだったら、そのようなことをきちっとやった、そういう証明できるようなものにしとかないとね、駄目だと思うんですよ。その辺を、今、齋藤議員が言うように、公平性が取れるような形を取ってほしいと思います。御答弁をお願いします。

委員長 回答は。

大館委員 回答は必要です。

総務課長 今、大館議員の御質問にもございますとおり、先ほど齋藤議員の回答と重複してしまうんですが、再度ですね、またちょっと契約等、事業者とヒアリングさせていただいてる中で、今後契約等も含めて検討させて、善処させていただくような形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 よろしいですか。12番。

大 舘 委 員 いいですよ。

委 員 長 よろしいですか。ほかの方、歳入について。

中 野 委 員 重箱の隅を突つつくような質問をさせていただきます。3つほどございます。

ページ27、下段のほうの、町営仲町屋臨時駐車場並びに町営臨時駐車場使用料ですね、これが両方合わせまして、前年対比400万ほど減ってるんですよ。この減った原因・要因というものをお聞かせいただきたい。これがね、例えば仲町屋のほうは月極めですが、町営臨時駐車場のほうはその都度その都度となりますと、コロナ禍の中で外出を控えたから減ったんだというのであれば、また増える見込みもあるんですが、まずその原因をお聞かせいただきたいというのが1点。

それでその下、町営住宅です。収入未済額が前年より26万ほど増えてしまっておるんですね。この増えてしまった原因。それで、この収入未済額、これ一体何軒あるのかと。できれば地域ごと。分かるよね。地域ごとにお知らせいただきたい。

それと、次に45ページで、前段のほうのふるさと応援寄附金、ふるさと納税ですね、これは微増です。30万…300万ほど微増になっているんですか。大変税収の有効的な手段であるということで、各市町ともこのふるさと納税に躍起になっているというのは当然です。この松田町でも毎年毎年一生懸命となっていることは分かりますが、これに関わります返礼品発送等の委託料とかね、52%ほどかかっているんですよ。この52%、寄附金に対しての52%が返礼品の委託料の。これが一般的に見て適正なのかどうなのか。そんなもんなんですよと、どこでもというんならばそれで納得しますが。それともう1点ですね、国は返礼品は3割を超えてはならないという決めがありますよね。松田町の場合3割を超えて返礼してるような食品とか物品とかあるんでしょうか。その3点、お聞かせください。

総 務 課 長 ただいま中野議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。まず初め、町営仲町屋臨時駐車場、これが前年度に比べて大分減ってるとい

うお話なんです、まず初めこちら月極め駐車場でありまして、やはりコロナの影響によりまして、リモートワーク等を使われる会社が多かったため、要は駐車場の利用が減ったということで、特に大口であります小山町さんと契約させていただいていたんですが、元年度が27台の契約を頂いておったんですが、2年度10台ということで、17台分減ってしまったというのが主な要因が大きいところでございます。

それと2点目の、その町営臨時駐車場、今度JR松田駅のほうの減額なんです、やはりまた、これもやはりコロナの関係で、やはりリモートワークによって駐車場利用者の方が減ったということと、あと、こちらのほう、町のイベント、桜まつり等のイベントでお客様がそこに止めて歩いて行ったりとか、JR…シャトルバスを使って行くような形だったんですが、今回桜まつりのほうもイベントが半分になってしまったということで、そこら辺との影響が考えられるのではないかとということで、そういう形での減額という形になります。

それから、町営住宅の滞納者ということでございます。滞納者につきましては、5軒の方が未納という形になっております。すみません、ちょっと内訳が、どちらが云々という…ごめんなさい、内訳まではちょっと、すみません、そこまで把握できてないんですが、5軒の方が滞納という形で、そのうち1軒の方がですね、ちょっと高額の滞納という形になっておりまして、そこが、今、議員の御指摘のように滞納額が増えてしまったという形になります。以上です。

政策推進課長

ふるさと応援寄附金でございます。令和元年度につきましては8,800という形で、令和2年度より若干低い形で行ってまいりました。その中でですね、平成の30年が1億を超えた経緯がございましたが、ここがいわゆる50%分と商品の30%、3割ということの規定が打ち出されてですね、各市町村、今ですね、国から確実に指定の規定の調査が来ます。必ずその事業の3割でやっているかどうかというのを全部出して、毎年調整をしておりますので、この辺は5町連携をして取り組んでおりますので、法に違反のないように取り組んでい

るということで進めております。なお、新しい事業としては、企業版ふるさと納税とかを進めておりますので、引き続き令和3年度以降もこの町税外収入を確保していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 費用負担は、52%。

政策推進課長 費用負担につきましてもですね、実質の委託料とその部分を毎年国のほうに調査をしてかけております。そのうちの手数料とかもございまして。そういうの全部含めた形で出しておりますので、返礼品の部分で、その委託料の部分という形でやりますと52%以下になるということなので、国のほうの許可をもらって行っておりますので、その辺の、半分以上、50%以上ということではないということで確認…町としては確認をしております。以上です。

中野委員 ありがとうございます。ふるさと納税は分かりました。適正であるというふうに思っています。

まず駐車場なんですけど、確かに、いずれにしてもコロナ禍の中で減ったという御回答ですね。その中の一番大きな、リモートによる、小山町の17台が減ってしまったということでございまして。こちらのJR北口の減った原因もそうであると。それですね、それならば、またコロナが過ぎれば増える要因もあるのかなということで安心をしております。

しかし、その中で仲町屋のあの駐車場、非常に駅にも近くて、最高の駐車場かなということで、一時は誰もが借りたというような経緯もあります。しかし、その駅のもっと近隣にですね、駐車場ができて、松田町は駐車場の町と言われるような、なってしまったわけですが、仲町屋の駐車場、私も時々通るんですが、いかがかな。草ぼうぼうですね。ね。あれじゃあ借り手がなくなりますよ。皆さんね、私は最低な車、乗用車しか持ってませんけども、皆様外車系のいい車を持っておられる方もいっぱいいらっしゃると思います。今の若者もそうですね。ああいう人たちが、幾ら駐車料金、月極めが安いからといって、草ぼうぼうに生えてるところの駐車場なんて借りっこないですね。絶対に。ですから、いいんだ、いいんだ、空き地…空いちゃっている駐車場はそのまんまということでなく、もう少し、せっかくある駐

車場ですから、誰もが借りやすい、また借りてもらえるような努力が必要じゃないのかなと。そういうふうに思いますんで、その辺のところはしっかりとやっていっていただきたいと思います。御回答は結構ですよ。

それでもう1点、町営住宅の収入、1軒が高額になっているということですが、分かります。払ってない方、昔のようにね、昔の江戸時代のあの長屋のようにね、布団から何からみんな持っていっちゃうというようなことはできないことは分かってますけども、それに対する督促等はあまりやってないかなとは思いますが。ね、やってないですよ。じゃあ、ちょっと、教えてください。

総務課長 すいません、まず1点、すみません、訂正をさせていただきます。私、今、滞納5軒と言ってしまいましたが4軒の間違いです。それで、一応滞納交渉につきましては、今、高額となっていられる方とは一応分納の誓約書を頂いて、分納という形で納付はしていただいておりますが、金額が少し大きいもので、なかなか減っていかないところが現状でございます。ただ、今、生活等の交渉の中で、なるべく本人も勤務時間を増やしたりとかすることで、少しでも収入を上げて、もう少しお金を返す、分納額を増やしたいという形での交渉は一応しておるので、そういう形で、いい形でいくことをするような形で、今、交渉させていただいているところでございます。以上でございます。

中野委員 分かりました。何が何でも、払えないなら出ていけということは絶対にできないことだと思っています。それに関連しましてですね、町営住宅が空き家になったときの解体。これで私は毎回思っておることなんですが、解体して更地にしていただくことは当然景観的な部分からも、防犯的な部分からもありがたいと思ってるんですが、最近見ていると、数年たつ、数年たつてからやっとなんか解体をされると。そのときに町営住宅の人たちが自らの、何ですか、プレハブの部屋を継ぎ足しにして、最初の4畳半、6畳というものから、また大きなプレハブ的なもの。本来だったら町の規則では、御自分で、出ていくときにはね、元のものに戻していくということが原則なわけでございます。したがって、しかしながら、見ていると、私はちょうど町営住宅のね、

茶屋の町営住宅のところに住んでますんで、何回も見てるんですが、非常に何もかも残してっただまま、がらくたまで残してっただまま。それで、これは当然元の借主に請求するべきだよと何回か言ったことあるんですが、請求できてないというのが現状だと思います。それをですね、放置しておく、年々年々1戸の解体に対する費用が増大になってると思うんですよ。通常でしたら4畳半、6畳のあの程度の、本当にそれだけの解体であったならば、まあ私は六、七十万でできるのかなと、そんなふうに思ってるんですが、その辺のところも今後しっかりとですね、出ていかれる方に対して、しっかりとしたね、その督促をするというような形を持ってってもらいたいと思います。以上、終わります。

委員長 要望でいいですか。

中野委員 いいです。

田代委員 ページ27ページ、お願いいたします。地方交付税の関係です。普通交付税と特別交付税ありますけれども、特別交付税9,599万、これについてはどういったものが対象になって入ったのかなということが1点です。例えば虫沢の町道がかなり被害を受けたと思うんですけども、そういった場合に特別交付税の対象になるのかな。それとも、普通…交付税の枠が余ったから、ある程度市町村別に振り分けた数字なのかな、これが1点目です。

2点目が、地方交付税増加傾向にあるのかな。元年度がたしか予算で見ると8億9,800万、今年度は9億7,500万。それが決算ベースで10億722万に増えています。この3,222万増えた。その前に補正でも2,123万補正してるんですよ。このときの要因。どういった関係で増えたのかなと。地方交付税って、今まで少ないときは6億、7億というのが私、記憶あったんですよ。6億と10億では、4億というのは松田の事業に関して相当影響を与える。そのようなことで、これからコロナ禍で結構厳しい中で、今後の交付税、平成3年以降の見込みはどうかかなと。その3点について御回答お願いします。

財政係長 まず1点目、特別交付税のどういうものが算定基礎の中に入っているかということでございますけれども、これは国のルール分と言われるもので、一

定のものが加算されておりまして、今回増要因になってるところで言いますと、地域防災マネージャーという、去年から入ってられる、総務課の安全防災の方の費用なんかがルール分として算定されるようになってございます。ただしですね、その基礎的なところ以外のその勘案分と言われるようなところについては、私どもがですね、これは特別な需要であろうというところで、県を通して国に要望するという形を取ってしまして、その中に当然災害があったときにはその辺の関係も要求していくところでございますが、特別交付税自体の国の総額がございまして、それで大きな災害があったところに重点的に配分されるという形になります。去年に関してはうちのほうに増えているというところで、ほかの地域にそこまで大きく配分されなかったというところで見えてございます。

普通交付税につきましては、令和2年度、元年度から増えている要因としましてはですね、まずですね、地域社会再生事業費という、新規で需要額のほうに算定されるものがございました。これが5,000万弱ぐらいの需要額の増につながってございます。そのほかですね、需要額の伸びがかなり大きいですね、令和2年度から施行されてございます会計年度任用職員制度、これについて需要額のほうで正確に見積りを国のほうが算定しておる状態でございます。こちらででもですね、4,000万ぐらいですかね。4,000万ぐらいは需要額の増につながってございます。それと大きな点としましては、幼児教育・保育の無償化、この関係も需要額のほうで算定されているというところで、需要額の伸びが大きくなってございまして、普通交付税が増になっているというところでございます。

令和3年度につきましては、さらにここから増額されたというところでございます。それについては補正予算の第7号のほうで鈴木課長から説明させていただいたとは思いますが、新規のものとして、地域再生デジタル化推進費というものがございまして、こちらがまた4,000万円ぐらい増となっております。そのほか、令和3年度については基準財政収入額のほう、こちらがコロナの影響でマイナスになっている関係で、需要額が増、収入額

は減ということで、その差引きで交付税というのは算定されるので、増えているというところがございますが、令和3年度…令和4年度以降ですね、となりますと、収入額は戻っていくというところで、一定の額で落ち着くのかなというところでは見てございますが、令和2年度の決算額よりは上でくるかなというところで今現在のところは見込んでございます。以上でございます。

田代委員 丁寧な説明でよく分かりました。基本的な考えとしては、交付税算入するための3つの要素が加わったということがこの増額の要因。それと補正で新たに新規デジタルの関係、それが増額の要因と。最後の結びなんですけれども、平成4年度の当初予算。2年度の決算ベースというお話なんで、10億ぐらい見込まれると、そういうふうなことでよろしいわけですね。いいです。あ、じゃあ、最後に。

政策推進課長 令和4年度の国の意向がもう出ております。総務省はですね、地方財政収支に関する仮算定を公表いたしております。そうしますと、自治体に配る出口ベース、前年度比の0.4%もう増ということであってございます。17兆5,800億ということを見積もっております。その中で特に来年度はね、折半で対象の財源を不足する部分、いわゆる臨財債を落として一般の普通交付税を上乗せするというような形で、今現在は方向性が出ておりますので、そういうのを合わせて10億ぐらいになるんじゃないかという説明をさせていただきました。以上です。

田代委員 明確な説明ありがとうございました。終わります。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。じゃあ、それでは歳入のですね、51ページまでは以上とします。

職員の入替えをお願いをします。議会費、次はですね、議会費の52ページから89ページ、及び総務費関係の住宅、消防で154ページから161ページまでを行いますので、よろしくをお願いいたします。少しかかるようであれば、

職員の入替えはかかりますか。総務課も来ますかね。

じゃあ、11時まで、11時まで暫時休憩します。

(10時51分)